



賛助会員加入と会費納入 にご協力をお願いします

NPO法人静岡犯罪被害者支援センターでは、犯罪や交通事故の被害にあわれた方々のために、右のような活動に取り組んでいます。このような活動を支えているのは会員の皆様であり、皆様からお納めいただいた会費により、犯罪被害者支援活動が行え、多くの被害者やご遺族の方の支えとなっておりましてありがとうございます。

皆様には当センターの趣旨をご理解いただき、賛助会員加入及び会費納入につきましてご協力をください。何卒よろしくお願いたします。(会員加入及び会費納入については任意であり強制ではありません。)

賛助会員の種類	金額(年額1口)
個人会員	2,000円以上
法人・団体会員	10,000円以上

犯罪被害者支援センターは 下記のような支援を行っています。

(各種相談をはじめ、当センターが行う支援は全て無料です。)

◆電話相談

研修を受けたボランティア相談員が対応します。相談内容が、外部に漏れることは絶対にありません。

TEL/054-651-1011

月曜日から金曜日 午前10時～午後4時

◆法律相談

電話相談の結果、法律相談を希望されたときは、ボランティアの弁護士がこれに応じます。



◆カウンセリング

電話相談の結果、面接によるカウンセリングが必要なときは、臨床心理士等専門の知識を持ったボランティアがこれに応じます。



◆直接的支援活動

警察署、病院、裁判所への同行や付き添い、物品の供与または貸与、役務の提供その他の方法による援助を行っています。

◆被害者自助グループの支援

つらい体験をした被害者、遺族の交流場所の提供やキャンペーン等の活動を支援しています。

◆広報啓発活動

広く県民の皆さんに被害者の現状や支援の必要性などを知っていただくためのキャンペーンや広報誌の発行などに努めています。

◆ボランティアの養成

ボランティアを新たに養成する「養成講座」の開講や随時研修会を開催し、資質の向上に取り組んでいます。



◆関係機関との連携など

警察、弁護士等の関係機関・団体と連携し、被害者のニーズにあった支援活動を行っています。また、ボランティアの育成や能力向上のため研修などに努めています。



払込取扱票

通常払込料金
加入者負担

02	名古屋	口座記号番号		金額	千	百	十	万	千	百	十	円
0	0	8	7	0	7			5	0	9	4	4
加入者名		NPO法人 静岡犯罪被害者支援センター		料金	備考							
ご依頼人・通信欄		* 払込内訳 (□に✓を記入ください。)		* 下記に該当する場合には、□に✓を記入ください。								
		<input type="checkbox"/> 正会員費 (1口 3,000円) 3,000円 × □ = 円 <input type="checkbox"/> 賛助会員費・個人 (1口 2,000円) 2,000円 × □ = 円 <input type="checkbox"/> 賛助会員費・団体 (1口 10,000円) 10,000円 × □ = 円 <input type="checkbox"/> 寄付金 円		1. 広報誌「支援センターだより」への氏名掲載の可否 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否 2. 領収証について <input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要								
おなまえ		おなまえ		日 附 印								
(ご連絡先電話番号)				様								

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	0	0	8	7	0	7	通常払込 料金加入 者負担	
加入者名	NPO法人 静岡犯罪被害者支援センター							
金額	千	百	十	万	千	百	十	円
おなまえ	おなまえ							
ご依頼人	様							
料金	日 附 印							
備考								

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。
切り取らないでください。

裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行) (承認番号第10590号)
これより下部には何も記入しないでください。

静岡犯罪被害者支援センターへの賛助会費や寄附金は、 税制優遇措置が受けられます!!

静岡犯罪被害者支援センターは、平成25年7月9日から3年間、静岡市から「仮認定NPO法人」として認定されました。個人からいただいた寄附金等は所得控除または税額控除の対象となる税法上の特例が適用されます。また、法人の場合には、寄附金の損金算入が認められます。

仮認定NPO法人とは…?

仮認定NPO法人とは、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものにつき一定の基準（パブリック・サポート・テストは除きます。）に適合したものであるとして、所轄庁の仮認定を受けたNPO法人をいいます。

【個人が寄附をする場合】

個人が認定（仮認定）NPO法人に寄附をすると、所得税（国税）の計算において、寄附金控除（所得控除）又は税額控除のいずれかの控除を選択適用できます。また、都道府県又は市区町村が条例で指定した認定（仮認定）NPO法人に個人が寄附をすると、個人住民税（地方税）の計算において、寄附金税額控除が適用されます。

①所得税額の控除額（税額控除を選択した場合）⇒（寄附金額－2,000円）×40%

②住民税額の控除額（都道府県と市区町村双方が指定した場合）⇒（寄附金額－2,000円）×10%

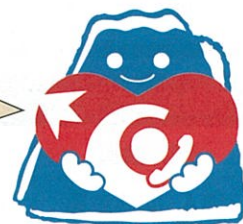
国税と地方税合わせて、寄附金額の最大50%が税額から控除されます。

【要注意】 相続または遺贈により取得した財産の寄附に対する控除は、仮認定NPO法人には適用されません。

【法人が寄附をする場合】

法人が認定（仮認定）NPO法人に寄附をすると、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられており、その範囲内で損金算入が認められます。

「寄附金控除」を受けるためには、確定申告を行う必要があります。その際に、寄附金控除に関する事項を記載した確定申告書に、当センター発行の受領書を添付して提出するか、申告書提出の際に提示する必要がありますので、必ず受領書は大切に保管してください。



（ご注意）

- ・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- ・この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。
- ・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
- ・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおところ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。
- ・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

収入印紙
3万円以上
貼 付

印

この場所には、何も記載しないでください。